明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定（二七）　二

〔告　示〕
○投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二九三）　六

〔公　告〕
諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
日本公認会計士協会決算、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定（条約第二七号）（外務省）

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動及び投資の許可に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること等について定める。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第六条関係）

7　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家に対し、一定の場合を除くほか、自国の区域における投資活動の条件として、輸出についての要求等を課し、又は強制してはならないこと等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第八条関係）

9　一方の締約国は、投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、自国の関係法令に従うことを条件として、これを許可する旨定める。（第九条関係）

10　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続に従うことという要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一一条関係）

12　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等について定める。（第一三条関係）

14　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一四条関係）

15　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一五条関係）

16　各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一三条の規定に基づく義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避に関する条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先すること等について定める。（第二〇条関係）

21　協議について定める。（第二一条関係）

22　一方の締約国は、健康、安全又は環境に関する措置の緩和等を行うことなしに、他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することの重要性を認める旨定める。（第二二条関係）

23　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二三条関係）

24　両締約国は、投資を更に促進することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う旨定める。（第二四条関係）

25　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二六条関係）